

1.1 ビジョン策定の目的

熊本県（以下「本県」という。）では、昭和 57 年（1982 年）に水道整備計画の基本的な考え方を整理した「熊本県水道整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、水道普及率の拡大や広域的な水道施設の整備と維持管理体制の確立、安定・良質な水源の確保、水道料金の平準化、広域化による水道未普及地域の解消等を目標として掲げ、水道事業者の協力のもと、平成 25 年度までの目標の実現に向け取り組んできました。

その後、東日本大震災を教訓とした、より災害に強く持続可能な水道の実現や危機管理のあり方、人口減少社会に対応するためのアセットマネジメント活用の方法などを示した国の「新水道ビジョン」の内容を踏まえ、平成 26 年度（2014 年度）に本県の水道的あるべき姿を示す「熊本県水道ビジョン」を策定しました。

「熊本県水道ビジョン」（以下「第 1 期ビジョン」という。）は、『「水の国くまもと」～安全で強靱な熊本の水を未来へ～』を基本理念とし、令和 5 年度（2023 年度）までを計画期間としています。

第 1 期ビジョンの計画期間内において、本県内では平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震、令和 2 年（2020 年）7 月の豪雨などの自然災害が発生し、水道施設への甚大な被害が生じ、耐震対策、応急復旧などの災害に備えた施策の重要性がより一層高くなりました。

また、令和 4 年度（2022 年度）には、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う水道事業の経営基盤の強化に向け、市町村の区域を超えた広域化を推進することを目的とした「熊本県水道広域化推進プラン」（以下「広域化推進プラン」という。）を策定しました。今後は、この広域化推進プランに基づく取組みを着実に推進していくこととしています。

第 2 期熊本県水道ビジョン（以下「第 2 期ビジョン」という。）は、地域区分ごとの現状や水需給予測等を分析・評価し、県内の市町村等が策定した水道事業ビジョンなどと整合性を図りながら、今後の施策・方策や水道事業の方向性について明らかにするものであり、県内の水道水源の約 8 割が地下水であり、水道未普及地域では飲用井戸の利用も多いなど、豊富に良質な地下水があるという本県の特徴や、これまでの経緯・動向を踏まえ今後の施策・方策を定めます。

表 1.1 に国及び本県の水道整備基本構想及び水道ビジョンに関する経緯を示します。

表 1.1 熊本県水道ビジョンに関する経緯

年月	内 容
S53. 1	「水道整備基本構想作成要領」の制定（厚生省）
S57. 3	「水道整備基本構想」策定（熊本県）
H10. 2	「熊本県水道整備基本構想」改訂（熊本県）
H10. 3	「環不知火海圏域広域水道整備計画」策定（熊本県）
H16. 6	「水道ビジョン」策定（厚生労働省）
H15. 4	市町村合併（～H22）
H17. 10	「地域水道ビジョン作成の手引き」策定（厚生労働省）
H20. 7	「水道ビジョン」改訂（厚生労働省）
H20. 7	「水道整備基本構想の作成要領」見直し（厚生労働省）
H25. 3	「新水道ビジョン」策定（厚生労働省）
H27. 3	「熊本県水道ビジョン」策定（熊本県）
R5. 3	「熊本県広域化推進プラン」策定（熊本県）

1.2 関連計画との関係

本ビジョンは、国の「新水道ビジョン」を踏まえ、市町村等の水道事業ビジョンや本県の水に関連する施策等とも整合・連携を図るものとします。

また、広域化推進プランは、県内の市町村等が行う水道事業の経営環境は、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新費用の増加等により厳しさを増していることから、持続可能な水道事業の経営を図るため、水道事業における市町村の区域を超えた広域化を推進することを目的として策定したもので、熊本県水道ビジョンの基本方針の一つである「将来も持続する水道」と強く関連しており、この基本方針に沿い、水道事業の経営基盤強化の有効な方策の一つである市町村の区域を超えた広域化に係る推進方針等を定めたものです。

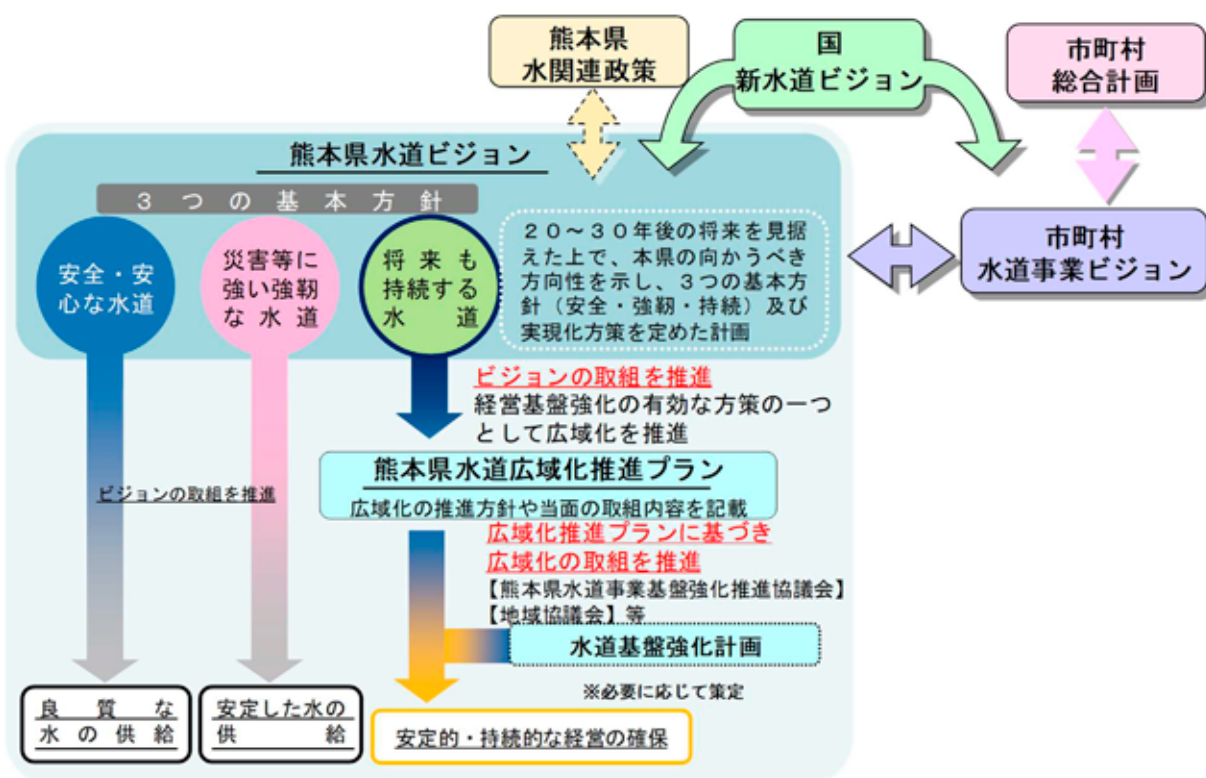


図 1.1 熊本県水道ビジョンと他の計画との連携

1.3 対象地域

第2期ビジョンの対象地域は、「県内全域」とします。

1.4 目標年度

水道施設の整備は長期的な計画に基づき実施されます。

そのため本ビジョンにおいても、20～30年後の将来を見据えたうえで、本県の向かうべき方向性を示し、計画を策定するものとします。ただし、第2期ビジョンで策定する重点的な実現化方策については、10年後となる「令和15年度（2033年度）」までに実現することを目指すものとします。